

新旧対照表

○石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第15条 (略) (禁止行為)</p> <p>第16条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 岸壁(さん橋を含む。以下同じ。)、物揚場、護岸、道路又は橋りように貨物その他の物件を放置すること。 (2) 岸壁、物揚場又は護岸に駐車すること。 (3) その他管理者の定める行為</p> <p><u>2 何人も、港湾区域内において、正当な理由なく、遊泳又は潜水行為をしてはならない。</u></p> <p>第17条～第28条 (略) (港湾施設の利用に関する過料)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。 (1) 許可を得ないで使用したとき。 (2) 不正な手段をもって使用許可を受けたとき。 (3) この条例(第16条第2項は除く。)又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> <p><u>(禁止行為に関する科料)</u></p> <p><u>第30条 第16条第2項の規定に違反したものは、科料に処する。</u></p> | <p>第1条～第15条 (略) (禁止行為)</p> <p>第16条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 岸壁(さん橋を含む。以下同じ。)、物揚場、護岸、道路又は橋りように貨物その他の物件を放置すること。 (2) 岸壁、物揚場又は護岸に駐車すること。 (3) その他管理者の定める行為</p> <p>第17条～第28条 (略) (港湾施設の利用に関する過料)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。 (1) 許可を得ないで使用したとき。 (2) 不正な手段をもって使用許可を受けたとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。</p> |